

議案第14号

加西市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

加西市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市水道事業給水条例の一部を改正する条例

加西市水道事業給水条例（昭和 42 年加西市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条、第 38 条第 2 項ただし書及び第 41 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」
に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）により、令和6年4月1日から水道法（昭和32年法律第177号）に規定される事務の一部における所管が、厚生労働省から国土交通省へ移管されるため、所要の改正を行うもの。